

高山市議会基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則（第3条―第5条）

第3章 議会と市民との関係（第6条・第7条）

第4章 議会と市長等との関係（第8条―第10条）

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成（第11条―第14条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等（第15条―第20条）

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇（第21条―第23条）

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き（第24条・第25条）

附則

地方分権一括法の施行以来、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大する中、高山市は、2005年（平成17年）2月の市町村合併によって日本一広い市となり、市長とともに市政を担う議会の権限と役割は一層大きくなった。

高山市議会は、このような時代の流れに鑑み、広大な市域におけるまちづくりの責任ある意思決定機関として、市民の負託に応えるべく、議員相互の議論を深めて合意形成を図り、わかりやすく開かれた議会を目指すこととした。

われわれは、議会のあるべき姿について徹底した議論を行いながら、選挙区と議員定数を決定するとともに、市民意見交換会の開催、議会広報紙の発行、事業評価結果の点検、政策討論会の開催及び委員会による政策提言の実施などの新たな取り組みを行った。

議論と行動を重ねる中、すべての議員が、以下の活動の必要性を改めて強く認識した。それは、市民の声を市政に反映させるために市民と情報や課題を共有すること、行政の執行が適正に行われるように議会の監視機能を強化すること、責任ある決定を行うために合意形成を目指して活発な議員間討議を行うこと、そして、市の政策水準の向上を図るために積極的に政策提言を行うことである。

よって、高山市議会は、これらの認識に基づいた議会運営を行うための条例を制定し、ここに、広大な市域における市民の福利の増進を図るため、民主的で持続可能なまちづくりに全力で取り組んでいくことを決意する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、市政についての議会及び市民又は行政との議論並びに議員間での議論を通じて、よりよい政策を実現するために必要な議会運営の基本事項を定め、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる基本理念を定める。

- (1) 市民の代表機関として、市民と情報を共有し、市民の意見を市政に反映させる。
- (2) 二代表制の一翼を担う議事機関として、市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の執行を監視及び評価し、政策提言を行うとともに政策立案に努める。
- (3) 市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関として、その責任を深く認識し、合議体としての役割を果たす。

第2章 議会の活動原則、議員の責務と活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 公正性と透明性を確保するとともに、市民に開かれたわかりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の意見を的確に把握して市政に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。
- (3) 政策の決定及び執行について監視し評価すること。
- (4) 市民の意見等を考慮した政策提言を行うとともに政策立案に努めること。
- (5) 重要な政策については、政策立案段階からの論点情報を把握し、深い審議及び審査に取り組むこと。
- (6) 議員間での討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。

（議員の責務及び活動原則）

第4条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の福利の向上を目指し、不断の研さんを行い公正かつ誠実に活動を進め、市民の代表者としての責任を果たすことを責務とし、次に掲げる活動原則に基づいて活動しなければならない。

- (1) 議員は、市民の代表として市民の意見を的確に把握すること。
- (2) 議員は、市政に関する調査研究に積極的に取り組むこと。
- (3) 議員は、議会が合議制機関であることを認識し、議員間の自由討議を積極的に行うこと。

（会派）

第5条 議員は、政策を中心として同じ志を持つ議員で構成する会派を結成することができる。

- 2 会派は、必要に応じて議会運営及び政策等に関する意見調整を行い、合意形成に努める。

第3章 議会と市民との関係

（広報広聴）

第6条 議会は、市民への説明責任を果たすとともに市民の意見を市政に反映させるため、各種情報メディアや多様な機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。

- 2 議会は、すべての会議を原則として公開とする。
- 3 議会は、議会における審議の内容及び過程を市民に説明するとともに、政策課題について市民と意見を交換するために、市民意見交換会を行う。
- 4 前項の市民意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 議会は、情報の共有及び市民との意見交換を推進するための組織として、広報広聴委員会を設置する。
- 6 前項の広報広聴委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(市民参加)

第7条 議会は、市民参加の多様な機会を設けるとともに、市民との協働を推進する。

- 2 議会は、公聴会制度、参考人及び専門的知見を有する者を活用し、市民の専門的又は政策的識見を、議会の審議、政策提言及び政策立案に反映させるよう努める。
- 3 議会は、請願及び陳情の審議においては、必要に応じて当該請願者又は陳情者の意見を聴くものとする。
- 4 議会は、必要に応じて市の政策課題について市民とともに学ぶ機会を設けるものとする。

第4章 議会と市長等との関係

(市長等との議論)

第8条 議会は、議会審議における議員と市長等との緊張関係を保持し、議事機関としての責務を果たさなければならない。

- 2 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点を明らかにするため、一問一答の方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議員による提出議案、政策提言、質疑及び質問に関し、議長又は委員長の許可を得て反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長等が提案及び説明する重要な政策等について深く審議を行うため、市長等に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策立案の背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討とその内容
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、予算及び決算の審査に当たって、市長に対し、事業評価及び事業別の予算概要等の資料の提出を求めるものとする。

(議決事件の追加等)

第10条 議会は、必要に応じて地方自治法第96条第2項の規定に基づき議決事件を追加するとともに、追加した議決事件については、政策立案段階での報告を市長等に義務付けるものとする。

- 2 前項の議決事件の追加等に関し必要な事項は、別に条例で定める。

第5章 議員間の討議による合意及び政策の形成

(議会の合意形成)

第11条 議会は、合議制の機関であることを踏まえ、議員間で自由な討議を重ね合意形成に努める。

- 2 議長及び委員長は、議会が議論する場であることを踏まえ、議員間の自由な討議を重視した運営に努める。

(政策形成)

第12条 議会は、市長等とともに市の政策形成を担う機関として、深い審議による政策の決定、市長等に政策の改善又は立案を求める政策提言及び本会議での政策提案に向けた政策立案を通じて、市の政策水準の向上を図るものとする。

- 2 議会は、政策提言及び政策提案の内容を市民に明らかにするものとする。

(政策討論)

第13条 議会は、議員間の討論を通じて政策提言及び政策提案の内容の質を高めるとともに、政策課題についての議員の共通認識を醸成するため、議員全員で構成する政策討論会を行うものとする。

- 2 市長等への政策提言及び本会議での政策提案については、必要に応じて政策討論会で合意形成を図るものとする。
- 3 前項の政策討論会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会による政策提言)

第14条 委員会は、市民の意見等を考慮した政策課題について調査研究を行うとともに、市民及び行政との議論を踏まえ、議員間で政策提言に向けた討議を行うものとする。

- 2 委員会は、事業評価及び決算審査の結果を踏まえて政策提言を行うとともに、提言を行った政策に関する予算の確認及び執行の評価結果を点検し、その結果を次の政策提言に反映させるものとする。
- 3 委員会は、政策提言の作成に当たっては、提言しようとする政策の背景、目的、基本的方向及び財政の見通し等を明らかにするよう努める。

- 4 委員会は、政策提言の内容の質を高めるため、必要に応じて参考人及び専門的知見を有する者を活用するものとする。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備等

(組織の見直し)

- 第15条 議会は、市民の意見及び社会情勢の変化に対応するため、随時、議会内の組織の見直しを行うものとする。

(政務調査費)

- 第16条 市政に関する調査研究活動に対して交付される政務調査費は、高山市議会政務調査費の交付に関する条例（平成12年高山市条例第16号）に定めるところにより、会派又は会派に属さない議員に交付する。
- 2 会派及び会派に属さない議員は、市民に対して説明責任を果たすため、政務調査費の収支報告等について公開するものとする。

(議員研修)

- 第17条 議会は、議員の審査、政策提言及び政策立案の能力を向上させるため、議員研修の充実を図るものとする。

(議会事務局)

- 第18条 議会は、議会の審査、政策提言及び政策立案を充実させるため、議会事務局の調査及び法務の機能の強化を図るものとする。

(議会図書室)

- 第19条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努め、その有効活用を図る。

(予算の確保)

- 第20条 議会は、議事機関としての機能を充実させるため、市長に対し必要な予算を確保するよう求める。

第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

- 第21条 議員は、一部の地域や団体の代表にとどまらない市民の代表であるとともに、市の団体意思を表明するために議決事項を決定する機関の構成員であることを深く認識し、公正、誠実、清廉を基本とした厳しい倫理意識に徹して活動しなければならない。
- 2 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

(議員定数)

第22条 議員定数は、高山市議会議員定数条例(平成13年高山市条例第12号)に定めるところによる。

- 2 議員定数については、人口、面積、財政力及び類似市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状、財政力、事業課題及び将来の予測と展望を十分考慮するものとする。
- 3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとする。
- 4 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

(議員報酬)

第23条 議員報酬は、高山市議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和36年高山市条例第29号)に定めるところによる。

- 2 議員報酬の条例改正議案は、市民の直接請求及び市長の提出によるものとする。ただし、委員会又は議員が提出する場合は、明確な改正理由を付して提出しなければならない。
- 3 委員会又は議員は、前項の条例改正議案の提出に当たって、議員報酬の考え方及び議員活動の評価について、市民及び専門家の意見を聴取するものとする。

第8章 議会活動の評価制度及び見直し手続き

(評価制度)

第24条 議会は、議会改革の継続的な取組みを進めるため、本条例に基づく活動については、少なくとも年1回、その評価を行うものとする。

- 2 前項の評価に関しては、議会運営委員会を中心として検討するものとする。
- 3 議会は、第1項の評価に当たって、市民の意見を聴取するものとする。

(見直し手続き)

第25条 議会は、前条の評価結果に基づいて、条例改正等の措置を講じるものとする。

- 2 議会は、前項の規定により措置を講じた場合は、その理由及び内容を公表する。

附 則

この条例は、平成23年5月1日から施行する。